

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成28年 10月 3日

和歌山県知事 殿

提出者 奈和建设株式会社
 住 所 和歌山県橋本市賢堂1114-1
 氏 名 代表取締役 乾 芳之
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0736-32-3733

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	奈和建设株式会社
事業場の所在地	和歌山県橋本市賢堂1114-1
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	6 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 7億円
③従業員数	15人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 → 分別 → がれき類 → 再生処理 → 木くず → 再生処理 → 混合廃棄物 → 最終処分



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	2270 t	t
	(これまでに実施した取組)		
受注高により左右されるが、過去数年間の傾向や前年度受注高をもとに推計する等により産業廃棄物の種類毎の排出量を予測する。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	2250 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
これまでの実施取組を継続する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず、建設混合廃棄物の別に分別する。混合廃棄物の発生は分別解体等により抑制するとともに、混合状態で排出されるものは、展開場において適正に分別することにより、可能な限り削減する。		

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取り組みを踏まえ、具体的な作業手順、教育、啓発等の従業員及び関連会社への周知によって、従事者が適正な廃棄物取扱いのできる仕組みを進める。
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。
--	-------------------------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2270 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	760 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1510 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t

	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>処理業者と委託契約を締結に当たっては事前の現地確認をするとともに、委託後に定期的な確認を行う。</p> <p>再生利用が可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進する。</p>
--	--

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2250 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1250 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでに実施した取り組みを継続、さらに適正な委託先の選定に当たっては、優良産業廃棄物処理業者に関する情報の収集、活用を行う。また、再生利用が不可能な廃棄物については、熱利用を推進等の委託先について、情報収集を進める。</p>		
※事務処理欄			